

## 第 4 1 8 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 0 . 9 . 1 6 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名									
議 案 (30件)	予算案 (15件)	1 0 2	平成 2 0 年度島根県一般会計補正予算 (第 2 号)									
		1 0 3 ～ 1 1 1	平成 2 0 年度島根県証紙特別会計補正予算 (第 1 号) 外 8 特別会計補正予算  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 0 3 証紙</td> <td>1 0 4 市町村振興資金</td> <td>1 0 5 母子寡婦福祉資金</td> </tr> <tr> <td>1 0 6 農林漁業改善資金</td> <td>1 0 7 中小企業近代化資金</td> <td>1 0 8 中海水中貯木場</td> </tr> <tr> <td>1 0 9 臨港地域整備</td> <td>1 1 0 流域下水道</td> <td>1 1 1 県営住宅</td> </tr> </table>	1 0 3 証紙	1 0 4 市町村振興資金	1 0 5 母子寡婦福祉資金	1 0 6 農林漁業改善資金	1 0 7 中小企業近代化資金	1 0 8 中海水中貯木場	1 0 9 臨港地域整備	1 1 0 流域下水道	1 1 1 県営住宅
		1 0 3 証紙	1 0 4 市町村振興資金	1 0 5 母子寡婦福祉資金								
	1 0 6 農林漁業改善資金	1 0 7 中小企業近代化資金	1 0 8 中海水中貯木場									
1 0 9 臨港地域整備	1 1 0 流域下水道	1 1 1 県営住宅										
1 1 2 ～ 1 1 6	平成 2 0 年度島根県病院事業会計補正予算 (第 1 号) 外 4 事業会計補正予算  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 1 2 病院</td> <td>1 1 3 電気</td> <td>1 1 4 工業用水道</td> <td>1 1 5 水道</td> <td>1 1 6 宅地造成</td> </tr> </table>	1 1 2 病院	1 1 3 電気	1 1 4 工業用水道	1 1 5 水道	1 1 6 宅地造成						
1 1 2 病院	1 1 3 電気	1 1 4 工業用水道	1 1 5 水道	1 1 6 宅地造成								
条例案 (5件)	1 1 7	公益法人制度改革に伴う関係条例の整備に関する条例 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う所要の改正 ・公益法人の名称に関する規定の整備等 施行日：平成 2 0 年 1 2 月 1 日										
	1 1 8	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 地方自治法の改正に伴う所要の改正 ・議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたことに伴う規定の整理等 施行日：公布の日										
	1 1 9	島根県県税条例の一部を改正する条例 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う個人の県民税の控除対象となる寄附金の規定及び公益法人制度改革に対応した所要の改正 ①所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金 ・県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金 (県内の事務所又は事業所の業務に充てられるもの) ・公益信託 (知事又は教育委員会の許可を受けたもの) の信託財産とするために支出した金銭 ②公益法人制度改革に伴う規定の整備 ・法人の県民税及び自動車税の課税免除の対象となる者の改正 ・一般社団法人及び一般財団法人 (非営利型法人に該当するものを除く) に課す県民税の均等割の税率を年額 20, 000 円とする 等 施行日：平成 2 0 年 1 2 月 1 日ほか										

区 分		議案No	議 案 名			
条例案 つづき	1 2 0	<p><b>貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の条件を見直すための所要の改正 ・貸与期間が1年5月以下の場合の義務履行の期限を延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在の返還免除条件</th> <th>改正後の返還免除条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸与期間の3倍の期間内に、貸与期間と同じ期間、県内の公的医療機関等で勤務 (ただし、半分の期間は、へき地の医療機関での勤務が必要)</td> <td>左記に「貸与期間が1年未満の場合には4年、1年以上1年5月以内の場合には当該貸与期間に3年を加えた期間」を加える</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	現在の返還免除条件	改正後の返還免除条件	貸与期間の3倍の期間内に、貸与期間と同じ期間、県内の公的医療機関等で勤務 (ただし、半分の期間は、へき地の医療機関での勤務が必要)	左記に「貸与期間が1年未満の場合には4年、1年以上1年5月以内の場合には当該貸与期間に3年を加えた期間」を加える
	現在の返還免除条件	改正後の返還免除条件				
貸与期間の3倍の期間内に、貸与期間と同じ期間、県内の公的医療機関等で勤務 (ただし、半分の期間は、へき地の医療機関での勤務が必要)	左記に「貸与期間が1年未満の場合には4年、1年以上1年5月以内の場合には当該貸与期間に3年を加えた期間」を加える					
1 2 1	<p><b>島根県営住宅条例の一部を改正する条例</b></p> <p>公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、県営住宅の家賃の負担が増加する者に対する激変緩和措置を講ずること及び県営住宅等の管理の方法を見直すことについての所要の改正</p> <p>①平成21年度から平成27年度までの間、公営住宅法施行令の改正による既存入居者の家賃の増加分に係る減免の規定</p> <p>②県内全域において、管理代行制度及び指定管理者制度を用いることができることとする</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成21年4月1日</p>					
一 般 事件案 (10件)	1 2 2	<p><b>県が行う建設事業に対する市町村の負担について</b></p> <p>地方財政法等の規定に基づく平成20年度県営事業に係る市町村負担率の決定</p>				
	1 2 3	<p><b>川本・島根中央高等学校PTA会費等不正支出に係る和解について</b></p> <p>和解の相手方：川本・島根中央高等学校元校長 伊藤進二、上川義寛 島根県立川本・島根中央高等学校PTA会費等不正支出対策委員会 委員長 小田泰敬</p> <p>和解の内容：損害賠償請求金額13,621,612円のうち、元校長2名が2,000,000円を、残額の11,621,612円を県が支払う</p>				
	1 2 4	<p><b>川本・島根中央高等学校PTA会費等不正支出に係る損害賠償について</b></p> <p>損害賠償の額：11,621,612円</p> <p>支払の相手方：島根県立川本・島根中央高等学校PTA会費等不正支出対策委員会 委員長 小田泰敬</p>				
	1 2 5	<p><b>川本・島根中央高等学校PTA会費等不正支出に係る支払督促の申立てについて</b></p> <p>申立ての相手方：川本・島根中央高等学校前事務長 堀田実夫</p> <p>申立ての内容：①相手方が在職中にPTA会費等の県費外会計から不正に支出した金銭について、島根県が損害賠償をした額を請求する ②相手方から支払督促の申立てに係る督促異議の申立てがあった場合は訴訟を行う</p>				

